

松菱マッピーカード会員特約('07.4.1改定)

お持ちのカードが松菱マッピーカードの場合は、次の特約が適用となります。会員規約とあわせてお読みください。

第1条(カードの名称および入会の方法)

- 1.本カードは、株式会社津松菱(以下「松菱」といいます)と株式会社百五ディーシーカード(以下「百五DC」といいます)および三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます)の三社が提携し、百五DCと三菱UFJニコス(以下「両社」という)が発行するもので、カード名称は「松菱マッピーカード(以下「本カード」といいます)」と称します。
- 2.入会申込者は、本特約、ならびに別途定める松菱マッピーカードポイントカード規定(以下「ポイント規定」という)および両社が定めるDC個人会員規約(以下「会員規約」という)を承認のうえ、松菱を通じて両社に申し込むものとします。
- 3.両社が入会を認めた方(以下「会員」といいます)に、百五DCが本カードを発行し、貸与します。

第2条(年会費)

会員は会員規約第5条に関わらず、本カードに関しては年会費を免除されるものとします。

第3条(特典およびサービスの利用)

- 1.会員は、両社が提供する特典およびサービスを受ける場合、両社所定の方法でそのサービスをうけるものとします。ただし両社が行う「DCハッピープレゼント」は本カードでは利用することはできません。なお、松菱はこれらの提供に関して、会員と両社との間に生じる紛議に対し、一切の責任を負いません。
- 2.会員はポイント規定に基づく特典または松菱が定めるサービス、特典を受ける場合、松菱所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、両社はこれらの提供に関して、会員と松菱の間に生じる紛議に対し、一切の責任を負いません。

第4条(会員資格の喪失)

- 1.松菱は会員が次の事項のいずれかに該当し、本カードの会員資格を有するものとして不適格と判断した場合は、何らかの催告を要せず本カードの会員資格を喪失させることができるものとします。また、その場合、松菱から提供されるポイント規定に基づく特典を含む特典、サービスを利用する権利も同時に喪失するものとします。なお、本人会員が本カードの会員資格を喪失した場合は、その家族会員も本カード会員資格を喪失するものとします。
 - (1)会員が両社会員規約の定める内容に基づき、DC会員資格を喪失した場合
 - (2)会員が松菱の特典、サービス等を利用するにあたり不正な行為があった場合
 - (3)会員がポイント規定に違反した場合
- 2.前項により会員が本カードの会員資格を喪失した場合、両社は当該会員のDC会員資格を喪失させることができるものとします。
- 3.松菱または両社が、本カードの返還を求めた場合、会員が返還を求められた本カードすべてを直ちに百五DCへ返還するものとします。

第5条(会員の個人情報の収集・保有・利用および開示・訂正・削除)

- 1.会員および入会申込者(以下併せて「会員等」といいます)は、松菱が必要な保護措置を講じたうえで(1)に定める会員等の個人情報を収集・保有し、(2)に定める目的に利用することについて同意します。

(1) 会員等の個人情報の内容

- ①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等、会員等が入会申込時および第7条において会員が届け出た事項
- ②入会の事実およびDC会員資格喪失の事実(理由を除く)
- ③DC会員番号と有効期限
- ④本カードの利用について知り得た情報(信用情報を除く)

(2) 利用目的

- ①松菱がポイント規定に基づくポイントサービスの提供など、本カードの基本的な機能や付帯サービスを提供するため
 - ②松菱が会員のカード利用状況の分析を行い、松菱の優遇サービス提供を行うため
 - ③松菱が営業に関するご案内を行うため
- 2.松菱は、会員等が入会申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本特約の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会手続きをとることがあります。ただし、前記(2)の利用目的②③に同意しない場合でも、これを理由に松菱が入会をお断りすることや退会手続きをとることはありません。
- 3.前記(2)の利用目的②③の目的の範囲内で会員等から個人情報の利用について中止の申し出があった場合、松菱はそれ以降の松菱での利用を中止する措置をとります。(利用中止の申し出は下記に定める窓口にご連絡ください。)
- 4.会員等は、松菱に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。開示の結果、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、松菱はすみやかに訂正または削除に応じます。(開示・訂正・削除に関しては、下記に定める窓口にご連絡ください。)

第6条(業務委託先への委託に関する同意)

- 1.会員は松菱が前条1の(2)に掲げる利用目的を実施するため、松菱の業務を松菱が指定した第三者に業務委託することに同意します。
- 2.前項の業務委託に関して、松菱は、前条1の(1)により収集した会員等の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で当該業務委託先に提供し、当該業務委託先が利用するものとします。

第7条(届出事項の相互利用)

会員が、松菱または両社に対して届出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、松菱または両社の一方に対して変更の届出があった場合には、当該情報について松菱および両社の双方が利用することに、会員は同意します。

第8条(本特約の改定など)

- 1.本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員が本カードを利用したときは、会員は、その改定を承認したものとみなします。
- 2.本特約に定めのない事項については両社が定める会員規約が適用されるものとします。

【お問い合わせ・ご相談窓口】

本特約に関するお問い合わせ・ご相談、個人情報の開示・訂正・削除や利用・提供等に関しては、下記にご連絡ください。

株式会社津松菱 マッピーカウンター(津松菱1階)

〒514-8580 津市東丸之内4-10 TEL:059-228-1311(代表)

■ 松菱マッピーカードポイントカード規定('19.9.1改定)

第1条(規定の目的)

- 1.本規定は株式会社津松菱(以下「松菱」という)と株式会社百五カードおよび三菱UFJニコス株式会社(以下併せて「DC」という)の三社により発行する「松菱マッピーカード」(以下「本カード」という)の利用に応じ、松菱が本カードの本人会員および家族会員(以下一括して「当会員」という)に対して提供する特典(以下「ポイントサービス」という)の内容と、その特典を受けるための条件を定めたものです。
- 2.松菱は必要があると認めるときはいつでも、当会員に予め、または事後に松菱店頭での掲示、広告あるいは文書等で通知することにより、本規定を変更することができるものとします。

第2条(ポイントサービス)

- 1.ポイントサービスとは、当会員が本カードにより信用販売を受ける商品、サービス等の購入金額(以下「カード利用代金」という)に応じて松菱から付与されるポイントを当会員が松菱所定の売場でお買物をする時に代金の一部または全部に充当できる制度です。
- 2.本カードの会員資格(以下「会員資格」という)を喪失した場合はポイントサービスは利用することはできません。
- 3.本カードでは、DCが行う「DCハッピープレゼント」を利用することはできません。

第3条(ポイント付与対象)

前条第1項のカード利用代金には、キャッシングサービス、各種ローン、年会費、一部の保険掛け金その他所定のものは含まれないものとします。

第4条(家族会員のカード利用代金)

家族会員のカード利用代金は、ポイントの付与に関して、当該家族会員の属する本人会員のカード利用代金とみなしますので、そのポイントは本人会員に付与されるものとなります。

第5条(ポイントの付与日)

- 1.ご利用による通常ポイントは、松菱でのカード利用分はお買上時に即時に付与されます。松菱以外のDC加盟店(国内、海外でのマスターカード加盟店を含む)でのカード利用分は毎月15日にDC所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて翌月の5日までに本人会員に付与されます。
- 2.前項で付与されるポイントは、カードご利用時点以後で原則付与することはできません。
- 3.松菱では第1項のポイントの他、ご入会時やバースデーポイントなど、松菱が適当と認めたサービスに応じて当会員にポイントを付与することができるものとします。

第6条(ポイントの計算)

ポイントは前条第1項に定めるカード利用代金に対して松菱所定のポイント付与率を乗じて計算されます。ただし、小数点以下の端数は切り捨てとなります。

第7条(ポイントの蓄積と有効期間)

第6条に基づき付与されたポイントについて、当該年内に付与(毎年1月1日から12月31日まで)されたポイントについては、翌年の12月31日まで有効とし、有効期限を過ぎたポイントについては、蓄積ポイント数に関わらず失効するものとします。

第8条(ポイントの付与取消)

当会員の商品またはサービスなどの購入の取消などにより、カード利用代金の全部または一部が取消された場合

は、取消額に応じたポイントも松菱所定の方法により取消されるものとします。

第9条(会員へのポイント連絡)

第6条に基づき付与されたポイント数および蓄積された有効なポイント残高などは、松菱店内に設置されている無人照会機にて、随時会員が本カードを挿入し、所定の操作を行うことにより照会ができます。

第10条(ポイント利用方法)

- 1.ポイントのご利用に関しては、松菱の指定した特定商品では使用できない場合があることも会員は予め了承するものとします。
- 2.ポイントの利用方法は、お買物時に会員が利用ポイント数を1000ポイント単位で申告することで、代金の一部または全部に充当できるものとします。
- 3.ポイントの利用は蓄積した年の古いものから順次実施するものとします。
- 4.会計金額を上回るポイント利用についてつり銭は出せません。

第11条(ポイントの還元条件)

- 1.ポイントの還元時点で会員資格を有していること。
- 2.松菱またはDCが、当会員が本規定、本カードの会員特約もしくはDC個人会員規約を遵守していないと認めた場合は、当該本人会員へのポイント還元を拒否または留保することができるものとします。

第12条(お買物券の利用)

2019年8月31日までに発券されたお買物券は、その発券日から6カ月後の月末日まで利用できるものとします。

第13条(ポイントの引継ぎ)

当会員が現金ポイント専用カードなど、他の松菱ポイントカードに切り替える場合、切り替え時点で蓄積されている有効なポイントの引継ぎは、松菱所定の方法により引継ぐことができるものとします。

第14条(ポイントの消滅)

本人会員が理由の如何を問わず会員資格を喪失した場合、すでに蓄積されている有効なポイントはすべて自動的に失効するものとし、本規定におけるすべての権利、義務も自動的に消滅するものとします。

第15条(ポイントに関する疑義など)

- 1.当会員は理由の如何を問わずポイントに関する権利、義務を他人に貸与、譲渡、担保提供し、もしくは引受けさせ、または相続させることはできません。
- 2.ポイントの有効性、ポイント数、還元資格に関する疑義、その他ポイントサービスの運営に関して生ずる疑義は、松菱の決するところによるものとします。

第16条(終了、中止、変更など)

- 1.松菱は予告なしに、いつでもポイントサービスを終了もしくは中止し、または内容を変更できるものとし、当会員は予めその旨を承認するものとします。
- 2.松菱は第6条に定めるポイント付与率、第10条に定める換算率を予告無しに、いつでも変更できるものとします。
- 3.ポイントの内容は日本国内の法令のもとに規制されることがあります。